

2014年8月20日

大阪市長 橋下 徹 様

市民の願いである医療・福祉など、生活支援に 重点をおいた市政運営を求める要望書

大阪市浪速区幸町1-2-33
大阪府歯科保険医協会

大阪市北部地区責任者
美島 達平

大阪市東部地区責任者
宇治田 竜一

大阪市西部地区責任者
富本 昌之

大阪市南部地区責任者
森 啓

1. 国民健康保険料の引き下げ、減免制度の拡充など、改善を図ってください

- (1) 国保へ一般会計の繰り入れを大幅に行ない、「協会けんぽ・共済健保」並の払える国保料に引き下げてください。
- (2) 減免制度の拡充で負担の軽減を図ってください。現制度は、急激な所得減少、また災害などの理由でしか適用されず、恒常的に生活困窮の状態に置かれている加入者を救済できません。低所得者や多子世帯・ひとり親世帯・障害者を対象にした9割減額の新設など、それぞれの世帯の実情にあった制度をつくってください。
- (3) 滞納者に対して、短期保険証や資格証明書の発行、差し押さえといったペナルティーは中止してください。
- (4) 短期保険証の窓口交付は、保険証が手元に渡らない期間が発生し、実質無保険の状態をつくってしまいます。厚生労働省の通達（保国発 1213 第1号 平成 21年 12月 16日）にそって加入者の手元に速やかに渡るようにしてください。特に、高校生までの子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないようにしてください。万が一届いていなくても、医療機関からの照会で確認できれば保険証所持と同様の取り扱いとしてください。また、国保課とこども青少年局が連携して、短期証の送付に際し「こども医療証交付申請書」を送付してください。
- (5) 窓口一部負担金の減免制度を、低所得者などが使えるようなものに改善・拡充をしてください。
- (6) 無料低額診療事業を希望する医療機関があれば、直ちに認可してください。また、最新の医療機関名簿を区役所ロビーに掲示ください。

(7) 生活保護受給者については、大阪府 2012 年 3 月 27 日付通知にもとづき、直ちに滞納処分の停止をおこなってください

2. 介護保険料の引き下げと利用料減免の拡充、要介護認定の改善、歯科健診の実施をしてください

(1) 市の介護保険料は府下で最も高い。一般会計からの繰り入れで高い介護保険料を引き下げてください。また、保険料の減免制度を拡充してください。

(2) 利用料の減免制度を拡充してください。

(3) 要介護者・要支援者への歯科医療の関与は、咀嚼・栄養摂取による体力・免疫力の回復、中枢神経機能の改善、口腔ケアによる誤嚥性肺炎の減少などに効果をあげています。介護認定にあたって歯科医師による診察、意見書の提出など歯科医師の関与を強め、介護現場に活かせるようにしてください。また、介護度が決まれば必ず歯科健診を実施してください。

3. 生活保護の「通院医療機関等を確認する制度」の撤回と医療機関への立ち入り調査の是正、医療・介護の抑制などはおこなわないでください。

(1) 生活保護を受給する患者から医療機関へのフリーアクセス権やセカンドオピニオンを求める権利を抑制し、その生命や健康に悪影響を及ぼす恐れが強いことから、通院医療機関等を確認する制度は撤回してください。

(2) 行政手続法を逸脱しかねない、大阪市の生活保護の医療機関への立ち入り調査を是正してください。

(3) 申請時に違法な助言・指導は行わないでください。岸和田市生活保護訴訟判決（2013 年 11 月 13 日）を踏まえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導は強要しないでください。

(4) 申請権の侵害など人権を侵す対応はおこなわないでください。

(5) 介護扶助の自弁を強要しないでください。また、医療やケアプランへの不当な介入を行ったり、指導をしないでください。

(6) ケースワーカーの配置について、大阪市独自の配置基準ではなく、社会福祉法が定める基準にもとづき、正職員で配置してください。

4. 医療費助成について

(1) こども医療費助成制度は、全国の半数を超える自治体が一部負担金を無料としており、一部負担金がある自治体でも負担金は小額です（東京は外来 1 回 200 円）。一部負担金を無料にしてください。また、所得制限を撤廃してください。

(2) 子ども医療費助成の対象者がいる短期証世帯の子どもへ、医療証を郵送してください。

(3) 「学校医療券の取扱い疾患は、う歯の治療に限り、予防を目的としたフッ化物塗布、

歯みがき指導等は措置の対象外です」と医療券に明記されていますが、むし歯は感染性の疾患です。初期のむし歯治療で有効とされているのが専門的なブラッシングとブラッシング指導であり、フッ化物塗布です。それらは予防でなく治療です。「予防を目的としたフッ化物塗布、歯みがき指導等は措置の対象外です」を削除してください。

(4) 学校歯科検診で要治療と診断された児童・生徒の受診率を高める施策を講じてください。

5. 口腔保健事業を拡充してください

(1) 歯科口腔保健条例を制定してください。

(2) 口腔保健事業に対応する専門の部署を設けてください。

(3) 歯科口腔保健法の理念・目的に従い口腔保健事業を拡充し、妊婦歯科健康診査の無料実施の回数を増やしてください。

(4) 歯科口腔保健法の理念・目的に従い、歯科口腔保健支援センターを設置してください

(5) 歯周疾患は糖尿病などの生活習慣病と関連が深いとされています。歯周疾患検診を始め各種検診は有料ではなく、無料としてください。

(6) すべての保健センターに常勤の歯科医師と歯科衛生士を配置し、市民の健康を守る拠点として、機能を抜本的に充実させてください。

(7) 路上生活者の健康状態把握に努めてください。特に、歯科健診の機会を保障するなどの施策を講じてください。また、治療が必要な路上生活者には、治療費を市が負担してください。

6. すべての歯科医師への公平な情報提供と機会均等を確保すること

(1) 健康と医療、助成制度の広報や「大阪市くらしの便利帳」、歯周疾患検診事業（健診事業等）の推進にあたっては、市内すべての歯科医師に公平な機会を与えてください。歯科保健事業を市町村で進める際には、「医師会の活動に関する独占禁止法上の指針」（公正取引委員会、1981.8.7）の趣旨に反して、歯科医師会の会員でないことを理由に事業から排除する事態が起こらないようにしてください。

7. 市政運営について

(1) 国に対する市民の要望を受け付ける窓口を設置してください。

(2) 国や市に寄せられた声を市民に広く広報してください。

(3) 住吉市民病院跡地への民間病院の誘致にあたり、それまで同病院が担っていた小児・周産期医療機能を保障させてください。

(4) 医療や福祉の水準を引き下げる恐れのある大阪都構想は中止してください。

(5) 高齢者の通院やリハビリの足を奪いかねない「優待乗車証」は、負担金（年3,000円）や利用料（1回50円）の徴収を求めず、従来の無料とってください。

8. 国に対し、下記を要望してください

- (1) 命と健康を守る立場から、窓口負担を早急に3割から2割に引き下げるなど、窓口負担を軽減してください。
- (2) 70～74歳の窓口負担を1割に戻してください。
- (3) 就学前児童に対する医療費無料化制度を早期に創設してください。
- (4) 学校保健法に基づく医療給付は、対象疾病を限定しないでください。
- (5) 良質な歯科医療を公的医療保険で保障するため、低過ぎる歯科の診療報酬を抜本的に引き上げてください。
- (6) 乳幼児から高齢者まで一貫した歯科保健体制を確立してください。
- (7) 安心・安全な歯科医療の提供ができるよう海外歯科技工に歯止めをかけ、日本国内で歯科医療を完結できる体制を確保してください。
- (8) 国民健康保険への国庫負担を45%へ戻してください。また、財政調整交付金減額などのペナルティーを地方自治体に科さないようにしてください。
- (9) 収納率の向上に効果がなく、国民の受療権を奪う国民健康保険の短期保険証・資格証明書の発行義務化を撤回してください。
- (10) 国民健康保険にも社会保険なみの傷病手当を設けてください。
- (11) 障害者自立支援法は廃止してください。
- (12) 後期高齢者医療制度は廃止してください。
- (13) 介護保険制度の国の財政負担を抜本的に引き上げてください。介護費用の国負担分を直ちに2分の1に引き上げるなどの改善をしてください。
- (14) 医療費の伸びの抑制を主眼とした「医療費適正化計画」の目標数値を自治体に押し付けないでください。同時に、補助金削減などのペナルティーを科すことはしないでください。
- (15) 生活保護基準は、住民税の非課税限度額、就学援助、最低賃金、国保・介護の負担減免、公営住宅の家賃減免など、他の制度の基準とも連動し、その切り下げは、国民の暮らしを支える制度の全面的な縮小に直結します。生活保護基準を引き上げてください。
- (16) 国民皆保険制度の空洞化と、混合診療の解禁につながりかねないTPPへの参加はやめてください。
- (17) 混合診療の全面解禁につながる患者申出療養（仮称）を導入しないでください。また、必要な医療は速やかに保険適用としてください。
- (18) 医療・社会保障制度を変質・後退させる社会保障制度改革推進法及びプログラム法、医療・介護総合法を廃止してください。
- (19) 介護保険の給付範囲の縮小、負担増はおこなわないでください。
- (20) 消費税増税路線から撤退し、医療や生活必需品は「ゼロ税率」（免税）を適用してください。

以上